

2023年3月 吉日

4種委員会 浜松地区 関係各位

一般財団法人 静岡県サッカー協会西部支部4種委員会

会 長 渡 瀬 正

委 員 長 浅 田 秀 男

『シードチームの取り扱いについて』

最近になり、各公式戦の参加チームにおいて、複数チーム間での合同チームによる参加や、単一チームでの複数チーム参加がみられるようになり、かつ、各大会において好成績により翌年のシード権を得るチームが見受けられるようになってきました。

このような状況下に、翌年のシードチーム決定について、混乱等を避けるため3月20日の浜松地区役員会において『シードチームの取り扱い』を協議し、以下のように決定しました。

① 複数チーム間での合同チームがシード権を獲得した場合

- ・ 翌年も同一チーム間での合同チームによる大会参加の場合はシード権を与える
- ・ 翌年、合併により単一チームとして大会参加する場合はシード権を与える
- ・ その他のケースの場合は、シード権は与えず、シードチーム数を減じて大会を開催

② 単一チームで複数チーム（A,B）出場し、Aチームがシード権を獲得した場合

- ・ 翌年も複数チーム（A,B）での大会参加の場合は、Aチームにシード権を与える
- ・ 翌年、単独チームにて参加の場合もシード権を与える
- ・ その他のケースの場合は、シード権は与えず、シードチーム数を減じて大会を開催

③ 単一チームがシード権を獲得した場合

- ・ 翌年も単一チームにて大会に参加する場合は、シード権を与える
- ・ 翌年、複数チーム（A,B）に分かれて大会に参加する場合も、シード権を与える
参加申込時に、あらかじめシードチームを決めてもらう
- ・ その他のケースの場合は、シード権は与えず、シードチーム数を減じて大会を開催

以上のように決定しましたが、万が一判断が下せないケースが発生した場合は、浜松地区役員会（会長、副会長、委員長、副委員長）にて協議し、決定することとします。